

ホール経営・営業に活かせる  
「よしまつ流」の視点

第6回

株式会社バック・エクス・イン・ベリション  
コストコントロール事業部 部門責任者  
吉松 真  
shin.yoshimatsu

# 今だから問われるBCP対策(前編) コロナや今後の自然災害対策に本腰を

九州を中心に被害を出した豪雨に続き、今後は秋の台風シーズンもあり、企業は災害から身を守るだけでなく、運営を継続させるための対策が必要です。そこで注目を集める企業の「BCP対策」(Business Continuity Plan: 事業継続計画)について、今回から2回に渡ってお話をしていきます。

## どんな有事でも 生き抜く為の準備を

「BCP」とは、企業が緊急事態に遭遇した時、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、事業継続や早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画のことです。事業活動におけるリスクは自然災害だけではなく、新型コロナウイルスのような感染症の流行やニューヨーク

同時多発テロのようなテロ攻撃、国家間の紛争など多数のリスクが存在しています。これまでは、緊急事態に対処するため、企業は個別に対策を立てるのが一般的でした。しかし現在では、個別の対策により自社の施設や設備を早期に復旧できたとしても、事業の継続は容易でないことが明らかになっていきます。仮に自社の被害が少なかったとしても、取引先が活動停止になればビジネスを続けていくことは難しい。まさに現在のコ

ロナ禍がそうであるように、相対的な問題がクローズアップされているのです。そこで生まれた考え方がBCPです。個別の対策ではなく、包括的に「事業を継続するには何をすべきなのか」をあらかじめ考えておくというものです。



災害時の対策はどうでしょう。2011年の東日本大震災により地震や津波に対する備えは、国や自治体の啓蒙もあり訓練を含め行われてきていますが、近年、想定を超える浸水被害が多発している水害に対する備えは早急に行う必要があります。

一昨年の西日本豪雨(平成30年7月豪雨)では、多くのパチンコ店が浸水被害を受けました。店内に浸水被害を受けたある取引先のお店では、事前ののぼりや看板等は店内

にしまい台風で備えていたが、水害が一度もない地域でしたので浸水などは検討もせず、自動ドアを手動に切り替えたり、入口に土嚢(どのうやごみ袋に水を入れて置いたりなどの対策はしていません)でした。そして当日は記録的な大雨となり、短時間で店舗近くの道路脇の排水路がふれ店内は浸水。被害は床一面の貼り換えでした。幸いにも以前に損害保険の見直しを行っており、このお店は保険対象内で事業継続することができました。

もし見直しを行っていないれば、企業によっては事業継続に多大な影響を及ぼしていたことでしょう。保険でカバーできない場合は災害後の稼働にも影響を受け、最悪は事業継続を断念せざるを得ない状況にもなります。このコロナ禍ではなおさらです。

こうした状況に陥らないためにも、平時にBCPの基本方針を策定し、実際にシミュレーションする必要があるはずです。そして災害が発生した時には、手元資金の状況、従業員とその家族の安否確認をはじめ自社や各店舗の設備、取

## 実行可能なBCP対策が 経営のキーマン

その心は… BCPを策定していても有事の際に実効性が高いものでないなりません。  
BCPがコロナ禍の経営のキーマンと認識し最優先で取り組みましょう

引先の被害状況を把握するための初動対応が重要です。そのためBCPに基づいた復旧対応マニュアルを作成しなければなりません。

**BCPサイクルの確立と  
想定リスクに対応した  
損害保険内容に**

このBCPの特徴は、①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する、②緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておく、③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客と予め協議しておく、④事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておく、⑤全ての従業員と事業継続についてコミュニケーションを図っておくことにあります。

特にホール企業が注意すべきは④⑤ではないでしょうか。パチンコ業界は装置産業ですから、機種や店舗設備の修繕や立て直しは、運営する従業員の確保とともに最重要課題となるはず。

そして、そのためには先ほど水災の事例を挙げましたが起こりうる自然災害のリスクヘッジ(損害保険の見直し等)

を行うことが重要になってきます。

最近の火災保険は水災(水害)補償もセットになっています。ただ、火災保険加入者の約3割が水災補償に加入していないというデータもありますので、まず自社の保険が水災補償を付けている、また付帯していてもどんな水災が対象かを確認してください。

たとえば浸水は「損害割合が30%以上」「割合が30%未満でも床上浸水」「地盤面から45cm超浸水」のいずれかの場合に適用となるケースが一般的です。

しかし、店舗での浸水が地盤面から45cmに達しない場合などは、水災補償を付帯していても保険適用外となってしまう。

ここ数年の豪雨は巨大災害を引き起こすものも目立ちます。ハザードマップで浸水被

害が大きいとされる地域は水災補償の特約を外さない方が良いと思います。またそうではない地域もこの機会に再度損害におけるリスクの点検を行ってみても良いのではないのでしょうか。

こうした保険の特約は保険料が上がりますが、BCPの観点から考えると検討する価値は十分あると思います。

まずは現在の保険内容を確認することをおススメします。有事の際に、実は保険対象外だったという話は本当によく耳にします。保険の内容を見直すとともに、平常時からBCPを周到に準備しておき、緊急時に事業の継続・早期復旧を計るようにしてください。

さて、今回はBCPサイクルの運用と災害時のホールの地域貢献についてお話ししたいと思います。



**よしまつ しん**  
2000年にバック・エクスグループへ中途入社。全国ホール企業の採用、教育、組織コンサルティングをはじめ、新電力の業界窓口、業界特化の損害保険代理店を立ち上げ兼務。世の中にあるサービスを業界に合うように変換し新たな形で展開、包括的にサポートしている。